

訪問看護ステーション西堀 介護保険対象者利用料金表（要介護）

平成 30 年 4 月 1 日

介護保険での利用料金は下表のとおりです。

自己負担額は介護保険負担割合証に準じた額となります。

但し、介護保険で決められた範囲を超えた場合には全額自己負担となります。

看護師の訪問	単位	基本料金	
20 分未満（注 1）	311 単位	3,110 円	
30 分未満	467 単位	4,670 円	
1 時間未満	816 単位	8,160 円	
1 時間 30 分未満	1,118 単位	11,180 円	
理学療法士の訪問	単位	基本料金	
20 分（1 回）	296 単位	2,960 円	
40 分（2 回）	296 単位×2	5,920 円	
60 分（3 回）	296 単位×0.9×3	7,980 円	
加算料金	緊急時訪問看護加算（月に 1 回のみ）（注 2）		5,740 円
	特別管理加算 （月に 1 回のみ）（注 3）	I	5,000 円
		II	2,500 円
	長時間訪問看護加算（注 4）		3,000 円
	複数名訪問加算 I（注 5）	30 分未満	2,540 円
		30 分以上	4,020 円
	ターミナルケア加算（注 6）		20,000 円
	退院時共同指導加算（2 回まで）（注 7）		6,000 円
	初回加算（新規訪問看護計画 1 回のみ）（注 8）		3,000 円
	看護・介護職員連携強化加算（月 1 回）		2,500 円
看護体制強化加算 II（注 10）		3,000 円	
その他の料金 （注 9）	90 分を超えた訪問（サービス提供時間が 90 分を超えた場合は、別途料金が発生します：長時間訪問看護加算算定時以外）		30 分につき 1,000 円
	死後の処置料		5,000 円

- 注 1:居宅サービス計画または訪問看護計画書の中に 20 分以上の訪問看護が 1 回／週以上位置づけられていることが必要です。
- 注 2:緊急時訪問看護加算を契約されている方で、電話相談だけではなく実際に訪問した場合、時間に応じた基本料金の請求となります。
緊急時訪問看護加算は、介護保険の支給限度枠内には含まれません。
- 注 3:特別管理加算は、介護保険の支給限度枠内には含まれません。
- 注 4:特別管理加算を算定されている方で、1 時間 30 分未満の訪問看護に引き続き継続して利用された場合、所定料金に加算となります。
- 注 5:利用者様の身体状況等により 1 人の訪問看護師では困難な場合など利用には条件があります。
- 注 6:「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、利用者様本人・家族と十分な話し合いを行い、利用者様本人の意思決定を基本に、他の医療機関及び介護関係者と連携の上、死亡日および死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合に加算となります。また、ターミナルケア加算に関しては、介護保険の支給限度枠内には含まれません。
- 注 7:病院、診療所または介護老人保健施設に入院中若しくは入所中の者に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合、初回訪問看護利用時に加算となります。
- 注 8:新規に訪問看護計画を作成し、訪問看護を提供した場合に加算となります。
- 注 9:介護保険制度上の料金ではなく、当事業所で独自に設定している料金のため、全額自己負担となります。
- 注 10:一定の基準を満たし、中重度の利用者様に対して充実したサービスを提供できる体制を確保した事業者への加算となります。(当ステーションは加算算定のステーションとなります)

- ※ 1 日に 2 回以上訪問した時は、訪問 1 回毎に上記料金となります。
- ※ 早朝 (6 時～8 時)・夜間 (18 時～22 時) は基本料金の 25%増し、深夜 (22 時～6 時) は 50%増しとなります。
但し、1 月以内の 2 回目以降の緊急訪問時に加算されます。
- ※ 容態の急変等により、主治医から「特別訪問看護・老人訪問看護指示書」が出された場合は、月に 14 日間以内であれば医療保険で訪問看護を実施します。
- ※ がん末期その他厚生労働大臣が定める疾患 (神経難病等) の場合は、医療保険で訪問看護を実施します。公費負担医療については別途ご相談ください。